

科目名	公的扶助論（社会福祉士必修）				
授業形態	講義	学年	2		
開講時期	2022年度 前期	単位数	2		
担当教員	清水 浩一				
内容および計画	<p>公的扶助とは、貧困という基礎的な社会福祉ニーズに対応する公的な制度である。国民のある一定程度の割合の人々が貧困に至る原因は資本主義経済の結果が殆んどであり、それ故、国家責任で最低生活の保障を行うことを憲法第25条で規定している。これは西欧の基本的な人権の歴史が戦後のわが国に反映されたものだが、反面、貧困が個人的なモラルの問題として受け止められる、危うい性格も持っている。この二つの相反する社会規範が現在の生活保護法にどのように反映されているか、そして実際の福祉事務所においてどのように運営されてきたのか、具体的に解説する。さらにテレビのドキュメント放送等を駆使しながら、実際のイメージを豊富にしつつ、貧困対策のあり方を考察する。授業は4回の集中で行われ、実施日は1回あたり2日4コマの授業となる。テキストは使用せず、資料を授業中に配布。</p>				
1	ガイダンス、公的扶助の概念、貧困と社会保障制度のセーフティネットにおける位置づけ及び社会保険等との関連				
2	生活保護行政の実際場面、福祉事務所における生活相談から保護の開始まで、研修ビデオに見る実際の映像				
3	現代の貧困の捉え方ー「相対的貧困率」の考え方と統計及び国際比較、現代日本における貧困の諸形態（ホームレス、高齢者、子どもの貧困等）				
4	これまでの代表的な貧困理論⇒絶対的貧困・相対的貧困・生活保護基準の計算方法・マルクス経済学の貧困化法則、社会的排除論 etc				
5	英国、およびわが国における公的扶助制度の歴史⇒イギリス救貧法の外観、わが国の恤救規則・救護法・旧生活保護法・現行生活保護法の流れ				
6	生活保護法の原理①⇒法第1条(最低生活の保障と自立助長)・第2条(無差別平等)・第3条(健康で文化的な最低生活)				
7	生活保護法の原理②⇒保護の補足性(労働能力・資産・他法の活用、親族の扶養義務)、過去の事件や訴訟を顧みる				
8	生活保護法の原則⇒第7条～第10条、法運用上の現実と具体的な問題事例				
9	生活保護とソーシャルワーク(専門性)、生活保護ケースワークを巡る過去の論争、近年の自立支援プログラムの導入について				
10	生活保護を巡る事件や報道内容を見て考え、討論してみる①				
11	昭和25年の現行生活保護法の成立以降の被保護者の動向から見た生活保護の戦後史				
12	生活保護を巡る事件や報道内容を見て考え、討論してみる②				
13	昭和25年の現行生活保護法の成立以降のさまざまなトピックスから見た生活保護の戦後史				
14	生活保護を巡る事件や報道内容を見て考え、討論してみる③				
15	補足とまとめ				
教科書					
	タイトル	著者名	出版社	ISBN	発行年
テキストは使用しない。必要な資料を授業時に配布する。					
参考書	授業時に随時、示す。なお国家試験受験予定者は自分で書籍を購入し、授業内容を復習することをお勧めする。				
成績評価					
	評価方法			割合(%)	
筆記試験				50	

授業への取り組み姿勢（討論の発言状況、授業の感想文など）	50
単に知識の習得のみではなく、貧困や格差の存在を問題視し、解決への展望を自分の頭で考えてみる必要があります。	
<b>学習到達目標</b>	制度をよく理解しているとともに、現実生活との関連を理解している。
<b>先修条件</b>	社会保障論 I・II も履修していることが望ましい。
<b>実務経験</b>	
<b>その他</b>	新聞等の生活保護関連記事に常に注目して下さい。